

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則二二三(人事委員会事務局組織規則)の一部を改正する規則 一
- 人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を改正する規則 一
- 人事委員会規則九一七(教育長の営利企業等への従事制限を受ける地位を定める規則) 二
- 人事委員会規則一一一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 二
- 人事委員会規則一一二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 二
- 人事委員会規則一二一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則 三

人事委員会

人事委員会規則二二三(人事委員会事務局組織規則)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則二二三

人事委員会規則二二三(人事委員会事務局組織規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)に基づき、人事委員会規則二二三(人事委員会事務局組織規則)の一部を次のように改正する。

ページ

第一条中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。
第五条第二項の表中

を

参 事	上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事項を総括整理する。
理 事	上司の命を受け、特定重要事項を掌理する。
参 事	上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事項を総括整理する。

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七十八

人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一人事委員会の項中

局	長	一種
---	---	----

を

に改める。

局	長	一種
理 事	事	二種

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則九一七（教育長の営利企業等への従事制限を受ける地位を定める規則）をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則九一七

教育長の営利企業等への従事制限を受ける地位を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十一條第七項の人事委員会規則で定める地位は、役員に準ずる職並びに顧問、評議員及びこれらに準ずる職とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職する教育長については、適用しない。

人事委員会規則一一一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則一一一―四十一

人事委員会規則一一一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第五十二條第四項の規定に基づき、人事委員会規則一一一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一教育委員会事務局の項中「教育長 教育監」を「教育監」に改め、同表人事委員会事務局の項中「局長 次長」を「局長 理事 次長」に改める。

別表第二原子力センターの項中「原子力センター」を「環境放射線監視センター」に改め、同表拓桃医療療育センターの項及び仙台港背後地土地区画整理事務所の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職する教育長については、なお従前の例による。

人事委員会規則一一二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則一一二―六十三

人事委員会規則一一二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第五十二條第四項の規定に基づき、人事委員会規則一一二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一気仙沼市の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表白石市の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表名取市の項中「教育長 部長」を「部長」に改め、同表角田市の項中「児童館」を「児童センター」に、「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表多賀城市の項中「太陽の家」を「児童発達支援センター」に、「園長」を「所長」に、「教育長 副教育長」を「副教育長」に改め、同表岩沼市の項及び登米市の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表栗原市の項中「教育長 部長」を「部長」に改め、同表東松島市の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表蔵王町の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表七ヶ宿町の項中「課長 室長」を「会計管理者 課長 室長 参事」に、

事務局 教育次長

事務局 教育長 教育次長

に改め、同表大河原町の項中「教育長 課長」を「課

保育所
所長

長」に改め、同表村田町の項中「支所長」を「所長」に、

事務局
教育長 局長

を

事務局	課長
歴史みらい館	事務局長
学校給食センター	所長

に改

め、同表柴田町の項及び川崎町の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表丸森町の項中「医療 院長」を「院長」に、「教育長 課長」を「課長」に改め、同表亘理町の項中

支所
支所長

を

地区交流センター
所長

に、

「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表山元町の項、松島町の項及び七ヶ浜町の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表利府町の項中「教育長」を「教育次長」に改め、同表大和町の項及び大郷町の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表富谷町の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表大衡村の項、色麻町の項及び加美町の項中「教育長 課長」を「課長」に

改め、同表浦谷町の項中

農村環境改善センター	所長
勤労青少年ホーム	館長

を

農村環境改善センター
所長

に、「教育長 課長」を「課長」に改め、同表美里町の

項、女川町の項及び南三陸町の項中「教育長 課長」を「課長」に改める。

別表第二仙南地域広域行政事務組合の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表大崎

地域広域行政事務組合の項中

事業所	所長
教育委員会	教育長 教育次長

を

教育委員会
教育次長

に改め、同表黒川地域行政事務組合の項中

環境管理センター	所長
教育委員会	教育長

を

環境管理センター
所長

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(教育長に関する経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職する教育長については、なお従前の例による。

人事委員会規則十二―一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十二―一―十九

人事委員会規則十二―一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年宮城県条例第六十三号)に基づき、人事委員会規則十二―一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表第一中

公益社団法人みやぎ農業振興公社(昭和四十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。)
仙台市

を

宮城県道路公社

仙台市

「公益社団法人みやぎ農業振興公社（昭和四十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう）」

仙台市

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。